

## 沼津市奨学金返還支援事業補助金支援対象者の選考に関する要項

### (目的)

第1条 この要項は、沼津市奨学金返還支援事業補助金交付要綱（平成31年沼津市告示第79号）第8条第2項に基づき、補助金の交付対象となる者の選考の方法及び基準等について定めることを目的とする。

### (支援対象者の数)

第2条 奨学金返還事業補助金の交付対象者（以下「支援対象者」という。）の数は、予算の範囲内で年度ごと決定するものとする。

### (選考委員会の設置)

第3条 支援対象者の選考を適正に行うため、必要に応じて沼津市奨学金返還支援事業補助金支援対象者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

### (選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には産業振興部長を、委員には沼津商工会議所から推薦された者、沼津市商工会から推薦された者、沼津公共職業安定所から推薦された者、移住定住推進室長及び商工振興課長をそれぞれ充てる。

### (会議の招集)

第5条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

### (選考の方法及び基準)

第6条 支援対象者の選考は、補助金の交付を受けようとする者から提出された申請書の審査により行うものとし、別紙1の事前審査表に基づき商工振興課において事前審査を行い、適正と認めたものを選考委員会に付議するものとする。

2 前項の規定により付議された申請書は、別紙2の採点表に基づき選考委員会において選考を行うものとする。

3 前項の規定による選考のための基準は、別紙3のとおりとする。

### (選考後の手続)

第7条 選考委員会の委員長は、選考の結果を市長に報告するものとする。

2 前項の支援対象者が補助金の交付を辞退した場合は、次点の者を繰り上げるものとする。

### (補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、支援対象者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年6月5日から施行する。

付 則

この要項は、令和7年5月26日から施行する。